

第3回運営委員会 議題

2026年1月24日

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

日時 2026年1月24日(土) 13時30分～

場所 青森市民ホール 第1会議室 ・ Zoom併用

参加者

1、報告

- | | |
|--------------|---|
| 10月26日 | 第2回運営委員会 |
| 10月27日 | むつ中間貯蔵施設使用済核燃料搬入阻止行動 |
| 11月11日 | 中間貯蔵施設関連で国・事業者・規制委員会とのヒアリング
国会衆議員会館 11名参加 |
| 11月14日 | 中間貯蔵施設搬入に対する知事へ抗議、要請行動 ・ 県議会議事室 |
| 11月15日 | 秋の共同行動 青森市 |
| 11月16日 | 秋の共同行動 むつ市 |
| 11月20日～12月8日 | 青森県定例県議会 |
| 12月4日 | 国へ質問書提出(11日ヒアリング等を受けて)
(山崎誠衆議院議員を通じて) |
| 12月16日 | 国から質問主意書回答 |
| 12月20日 | 共同代表・事務局会議 |
| 1月14日 | 青森県知事へむつ中間貯蔵施設に搬入「事業者連携」に対する
抗議と要請書(県民の会・核の中間貯蔵施設はいらない!下北の会) |
| 1月23日 | 下北の会でむつ市へむつ中間貯蔵施設に搬入「事業者連携」等に対
する抗議、要請行動 |

2、議題

- (1)(仮称)「青森県下北半島を核のゴミ捨て場にさせないために原子力政策の見直しを求める」
青森県議会に対する請願書(案)及び 国へ要請書の提出について
- 別紙 ・ 請願書・要請書(案)
・ 取組に係る文書

(2) リサイクル燃料貯蔵(株)に関する中長期搬入・搬出計画・「事業者連携」に対する取り組みについて

・県、むつ市への「容認せず、撤回すべき」との要請行動(1月14日・23日)
2月中旬に県からの回答予定

(3) その他

(4) 今後のスケジュール

2026年

1月24日	運営委員会、会員ミーティング 13時30分青森市民ホール (請願書・要請書・と国の回答等をテーマに)
1月27日	衆議院議員選挙公示
2月 8日	衆議院議員選挙投票日
2月10日	六ヶ所村長選告示
2月15日	六ヶ所村長選投票日
2月	青森県定例県議会
3月15日(日)	3・11 あおもり集会(特別講演:鈴木達治郎さん・断層 青森市民ホールリンクモア平安閣市民ホール・12時30分~
4月11日(土)	4・9反核燃の日集会 青森文化会館
4月	県民の会総会
5月	国・事業者との国会ヒアリング
6月	むつ中間貯蔵施設へ使用済核燃料搬入阻止活動 (春と秋)
6月	青森県定例県議会
9月	青森県定例県議会へ請願書提出
11月28か29日	再処理本格操業阻止県民集会

次回運営委員会の日程

2026年2月末

県、国にむけた請願・要請行動の具体的な取組について
県民の会総会にむけて、など議題

別紙 1

青森県下北半島に核のゴミを増やさない

原子力政策の転換を求める請願書及び要請書

請願に至った経緯（国には要請）

昭和59年（1984年）7月に電気事業連合会が、青森県と六ヶ所村に「核燃料サイクル3施設」を立地要請し、県と村は、翌年「昭和60年（1985年）4月に立地受諾を表明しました。

しかし、その後の歩みは、後述（別記1）にあるように、放射性廃棄物（核のゴミ）に関する施設が増え、立地要請時に、多くの県民が指摘した「青森県下北半島が核のゴミ捨て場」にされるのではとの不安が高まりつつある。

それは、六ヶ所村での高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体・TRU廃棄物）の搬出期限が守られない不安。

六ヶ所再処理工場本格操業によって増えるガラス固化体の不安。

むつ中間貯蔵施設に搬入される使用済核燃料が再処理されず、核のゴミとして、むつ市あるいは六ヶ所村で長期貯蔵される不安。

原発廃止措置で発生する低レベル放射性廃棄物等が六ヶ所村で最終処分される不安である。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」は、これらの不安が解消されるよう国、県に要請して参りましたが、いまだに解消に至っていない。

県は、国及び事業者の対応に委せているようですが、これまで国が計画した重要政策で実現していない政策が多くあり、事業者の対応も国民、関係住民の信頼を損ねる事案が多くあるなど、国及び事業者の説明と計画は信頼にほど遠い実態である。（別記2）

更に、第7次エネルギー基本計画においては、むつ中間貯蔵施設からの搬出先はこれまでは第二再処理工場としていたのが、六ヶ所再処理工場に決定し、使用済MOX燃料の再処理工場も新設ではなく、六ヶ所再処理工場を想定するとし、原子力政策でこれまで先送りしてきた問題の解決策として下北半島のウエートが増え、その分不安も大きくなっている。

これらの不安を解消するためには、青森県下北半島に核のゴミを増やさない原子力政策の転換が必要であり、請願するに至ったものである。

請願趣旨（国には要請）

（1）高レベル放射性廃棄物の搬出時期の約束を守らせる。

平成7年（1995年）4月26日に、青森県六ヶ所村の海外返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）一時貯蔵施設に30年間から50年間貯蔵した後に最終処分場に搬出するとの約束で搬入したにもかかわらず、搬出期限である2045年4月25日までに処分場開始の目途

は全くない。県民には貯蔵期間が延長され、長期貯蔵され青森県そして六ヶ所村が実質最終処分地化されるのではとの不安が高まり、搬出期限の約束が確実に守られるために、貯蔵期間及び搬出時期を福島原発事故除染土の搬出のように法制化し、また、最終処分地以外にも搬出するよう取り組む必要がある。

(2) 六ヶ所再処理工場の本格操業計画の中止。

六ヶ所再処理工場の 2026 年度末の竣工と本格操業を旨として安全審査が行われている。本格操業が始まればガラス固化体が年間最大で 1,000 本製造されることになっているが、保管期間及び搬出先も未定なことから、県民には最終処分場の目途が立たなければ、六ヶ所由来のガラス固化体が多くなり、六ヶ所村が実質最終処分地化されるのではとの不安が高まっている。

また、プルトニウム利用も進まないことから、使用済核燃料は再処理されず六ヶ所村で長期貯蔵され、核のゴミとされる不安及び施設の安全性に疑念があることから、再処理工場の竣工と本格操業の中止が必要である。

(3) 搬出の約束を守れない、むつ市の中間貯蔵施設の操業計画の中止。

去る 7 月 7 日に東京電力等は、国の指導及び青森県、むつ市からの要請のあった中間貯蔵施設に関する中長期計画を知事、むつ市長に報告した。

しかし、計画では 2090 年代初頭までに六ヶ所再処理工場に搬出するとの内容であるが、原発の老朽化により、2090 年代以降も稼働している原発計画はない。

プルトニウム利用も進まず、また、今後 80 年以上六ヶ所再処理工場が安全かつ安定的に操業できる保証がなく、中長期計画が中間貯蔵施設からの搬出の約束が守られる根拠にならない。

使用済核燃料が、むつ中間貯蔵施設から搬出されずに同施設に長期間貯蔵されるか、搬出されても、六ヶ所再処理工場で再処理されず、同工場に長期間貯蔵され、むつ市又は六ヶ所村が、実質核のゴミの最終処分地化されるのではとの不安、懸念が高く、むつ中間貯蔵施設計画中止が必要である。

むつ中間貯蔵施設問題は、高レベル、再処理、プルトニウム、核のゴミなど多くの課題に関連することから別紙に県民の会の見解を整理した。

(4) 青森県に原発廃止措置等放射性廃棄物を搬入させない。

昭和 59 年 (1984 年) 7 月に電気事業連合会が青森県及び六ヶ所村に核燃料サイクル施設設立地要請した際の資料に、将来原子力発電所の廃止措置で発生する低レベル放射性廃棄物等も六ヶ所村の低レベル埋設センターに含むとある。

(別記 3)

原発廃止措置が行われているにも関わらず、国と電気事業連合会等の処分地選定、確保の取り組みは見られず、一方で日本原燃が六ヶ所村で低レベル次期埋設に関する調査を平成 13 年 (2001 年) から平成 18 年 (2006 年) まで行ったことも県民の不安を高める要因になっている。

資料にあるように「その他原子力施設」の記述は極めて曖昧で、もんじゅや東海再処理工場や

原船むつ及び大学等の研究施設も含まれることになれば、青森県が全ての核ゴミ最終処分地にされる可能性は否定できない。

また、今年2月に策定された第7次エネルギー基本計画に、使用済MOX燃料の再処理を将来六ヶ所再処理工場を想定すると記載されたことは、大間原発をはじめ全国のプルサーマル原発で発生する使用済MOX燃料も六ヶ所再処理工場に貯蔵され、再処理されなければこれも高レベル放射性廃棄物として処分されることになる。

将来、核ゴミになる可能性のあるものが、青森県下北半島に名前と形を変えて搬入されようとしていることから、原発廃止措置等放射性廃棄物等青森県に核のゴミを増やさない原子力政策の転換が必要である。

当初、国と青森県に請願書を提出予定でしたので、文書は請願に至った・趣旨となっていますが、再度それぞれ作り直します。内容については同じようになります。

別記(1)

核燃料サイクル施設3点セットが7施設に

- (1) 昭和59年7月に電気事業連合会から要請された施設(全国唯一)
 - 低レベル放射性廃棄物埋設センター
 - ウラン濃縮工場(商業用)
 - 再処理工場(商業用)

- (2) その後、次の施設が増えた(全国唯一)
 - 海外返還高レベル放射性廃棄物一時貯蔵(30~50年間約束)
 - MOX燃料工場(商業用)
 - 海外返還低レベル放射性廃棄物一時貯蔵(搬入予定)
 - むつ中間貯蔵施設(東京電力要請)

- (3) 関連する原子力施設
 - 東通原発(東北電力及び東京電力)
 - 大間原発(世界唯一のフルMOX燃料)

県内の核ゴミ関連施設の状況

- (1) 操業中
 - 低レベル放射性廃棄物埋設【200 ドラム缶 375,619本(2025/7現)・全国唯一】
 - 高レベル放射性廃棄物一時貯蔵
 - (海外返還分ガラス固化体 1,830本・処分場未定、全国唯一)
 - 六ヶ所再処理工場発生、高レベル放射性廃棄物及び低レベル放射性廃棄物保管
 - (ガラス固化体現在 346本・年間 1,000本発生予定、40年以上運転予定・処分場未定全国唯一)
 - 「原子力船むつ」発生放射性廃棄物貯蔵(最終処分定未定)
 - 青森県内原子力施設で発生する低レベル放射性廃棄物保管(東通原発、六ヶ所再処理工場、ウラン濃縮工場等)

将来、核ゴミになる可能性の高い核物質等

使用済核燃料（再処理しなければ高レベルとして処分、六ヶ所再処理工場とむつ中間貯蔵施設で最大 8,000 トンの貯蔵量は都道府県では全国最大）

再処理工場、MOX 燃料工場、ウラン濃縮工場等操業で発生する核のゴミ。

原発解体で発生する放射性廃棄物（処分場未定、昭和 59 年の電気事業連合会の資料には、六ヶ所の低レベル放射性廃棄物埋設センターに含むと明記）

県内原子力施設解体で発生する核のゴミ

劣化ウラン（ウラン濃縮工場で発生するが、利用しなければ核のゴミ）

関西電力がフランスに委託予定の使用済MOX燃料等の再処理実証研究で発生する放射性廃棄物。

別記（２）

（１）国の重要な原子力計画は実現せず、その犠牲を下北半島に押し付けている。（下表参考）

事業名	計 画	現 状
原子力発電	安全性 PR	福島原発等 事故等多い
六ヶ所再処理工場	1990年代半ば操業 （1987年原子力長期計画）	2026年度末竣工（27回延期）
第二再処理工場	2010年運転開始 （1987年長計）	六ヶ所再処理工場を予定
MOX燃料再処理工場	プラントを2010年半ば頃に運転開始 （1994年長計）	将来六ヶ所再処理工場を想定
高レベル放射性 廃棄物最終処分	2040年半ばに運転開始 （1994年長計）	文献調査3地区だけで候補地未定
プルトニウム利用計画	2010年度までに プルサーマル原発16基～18基 （1987年2月策定）	プルサーマル原発4基
大間原発	新型転換炉（ATR） （1990年代中運開・1987年長計）	フルMOX原発（運開未定）

（２）国と事業者が地域住民との約束を守らない主な事例

福島県漁連との約束を反故にして強行した、トリチウム汚染・処理水の海洋放出。

（2011年3月～）

青森県・むつ市との約束に反し、むつ中間貯蔵施設共用化構想発表。

北海道に最終処分場つくらないとの大臣の確約書があるのに、北海道2町村での高レベル放射性廃棄物最終処分場に向けた文献調査。

六ヶ所の海外返還高レベル放射性廃棄物を早ければ2025年4月25日までに最終処分場に搬出するとした安全協定

むつ中間貯蔵施設の使用済核燃料を第二再処理工場でなく、六ヶ所再処理工場再処理するとした。

(3) 原子力施設の主な事故・トラブル等

原子力船(むつ)の放射線漏れと関根浜母港化(1967年~)

高速増殖炉もんじゅの事故、失敗(1973年~2016年)

東海再処理工場アスファルト固化施設事故(1997年3月)

東海村JCO臨界事故(1999年9月)

MOX燃料データーねつ造(1999年9月)

東京電力トラブル隠し(2002年8月)

美浜原発事故(2004年8月)

福島原発事故(2011年3月)

六ヶ所再処理工場のトラブル・人身事故等多く発生

使用済核燃料輸送機データー改ざんで日本原燃行動憲章を制定(1998年12月)

東海、六ヶ所再処理工場のガラス固化施設トラブルは致命的欠陥工場の証し。

別記(3)

昭和59年(1984年)7月に電気事業連合会が県と六ヶ所村に示した低レベル放射性廃棄物埋設施設資料抜粋

原子力発電所からの低レベル放射性固体廃棄物

原子炉廃止措置によって発生する低レベル放射性固体廃棄物

当地点の他の施設から発生する低レベル放射性固体廃棄物(廃棄物を除く)

他の原子力施設で発生する ~ と同等の低レベル放射性固体廃棄物(将来)

むつ中間貯蔵施設計画の中止を求める主な理由

県民の会が、令和7年(2025年)8月6日付で、リサイクル燃料貯蔵(株)(以下、むつ中間貯蔵施設と言う)が、公表した「使用済核燃料搬入・搬出計画(以下、中長期計画と言う)に関して、青森県知事あてに公開質問状を提出し、それに対する回答を去る10月7日付でいただいた。

また、11月11日に行われた国会議員ヒアリング集会に参加し、国、事業者と質疑応答が出来ました。

中長期計画及び知事回答とヒアリング集会を踏まえ、むつ中間貯蔵施設計画の中止を下記の理由により求める。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

記

(1) 原発老朽化により、むつ中間貯蔵施設から搬出・再処理されず核のゴミとなる可能性が高い。原発運転可能年数は最長で現在60年であることから、2090年代以降、稼働している原発計画は下記(参考)のように無い。むつ中間貯蔵施設から、使用済核燃料が六ヶ所再処理工場に搬出しても、プルトニウムを利用する原発が稼働していないため、再処理できず、使用済核燃料が、六ヶ所村再処理工場かむつ中間貯蔵施設に長期貯蔵され、むつ市か六ヶ所村が実質核のゴミ最終処分地化される不安が募る。

(参考)

【東京電力及び日本原電の原発運転年数】(2025年1月31日時点 資源エネルギー庁資料)

東電柏崎刈羽1号	39年	2号	34年	3号	31年	4号	30年
5号	34年	6号	28年	7号	27年		

東電東通(計画中)

原電東海第二	46年
敦賀2号	37年

【全原発の運転年数】36基

50年以上	1基	40年～49年	5基	30年～39年	18基
20年～29年	6基	15年～19年	3基		
計画中	3基	(大間・東電東通・中国島根)			

(2) 廃炉等で原発が減少し、中間貯蔵施設が必要ない。

両電力会社の原発は福島原発事故等の廃炉と敦賀2号機の原子力規制委員会の不合格で下記のように減少した。

従って、使用済核燃料の発生量も減少し、平成17年は、東電が六ヶ所再処理工場に約300トン、むつ中間貯蔵施設に約200トン、原電が六ヶ所再処理工場に約50トン、むつ中間貯蔵施設50トン各々搬出をしていたものが、現在は、両社とも全て再処理工場に搬出できる量である。(六ヶ所再処理工場処理能力年間800トンの4割を両電力会社が行う計画)

年	原発	東京電力		日本原電	
		福島	柏崎刈羽	東海	敦賀
平成17年		10基	7基	2基	2基
年間使用済核燃料発生量		500トン		100トン	
令和7年		0	5基	1基	0
年間使用済核燃料発生量		150トン~200トン、		30トン~40トン	

(3) 2090年代以降の原発運転計画とプルトニウム利用計画が示されず、中長期計画が実現できる保証がなく、中間貯蔵施設から搬出の根拠にならない。

東京電力等が、中長期計画を確実に実現できるとするなら、原発の老朽化の影響を反映した原発計画とプルトニウム利用計画を示すべきで、プルトニウムを利用する原発がなければ再処理できず、それらの計画が中長期計画に無いことから、中長期計画が中間貯蔵施設から搬出される根拠にならない。

(4) 東京電力(株)と日本原電(株)は現在所有しているプルトニウムさえ利用が進まず再処理の必要ない。

東電と日本原電が所有しているプルトニウムは13.5トンと5.0トンであるが(国全体で約40トン)現在所有しているプルトニウムの利用計画を東電は策定できず、日本原電は計画があっても原発が再稼働できず、プルトニウムの利用は両社とも福島原発事故以前から進んでいない。

今所有しているプルトニウムを利用せず新たに再処理する必要なく、今後原発の老朽化により稼働する原発が少なくなり、使用済核燃料が再処理されない可能性を否定できない。

(5) 中間貯蔵施設の貯蔵容量4,000トン~4,500トンと2棟を必要とする根拠ない。

中長期計画では、東京電力(株)と日本原電(株)の原発から2024年度から2050年代前半までに(2040年代初頭までに1棟目の3,000トンを、同時期から2棟目の1,500トンを搬入開始、搬入完了としているが、原発名や使用済核燃料の発生量、搬出時期等を示さず、2棟目の建設時期も示さないのでは、むつ中間貯蔵施設が2棟目も必要との根拠がない。

(6) 六ヶ所再処理工場への使用済核燃料の搬出の根拠がない。

むつ中間貯蔵施設の1棟目から、六ヶ所再処理工場に、2064年頃から2074年11月までに毎年300トン搬出し、2棟目からは2080年代中頃から2090年代初頭までに毎年300トン搬出するとの中長期計画である。

しかし、その使用済核燃料をいつ再処理し、取り出したプルトニウムをいつ、どれだけの量を、どこの原発で利用するのかの計画を示さなければ搬出され、再処理される根拠にはならない。

前に指摘したように原発が老朽化し、プルトニウムを利用する原発がなければ、この計画は「絵に描いた餅」で使用済核燃料は再処理されず、核のゴミとなる可能性は否定できない。

(7) プルトニウムの利用計画と六ヶ所再処理工場の再処理計画を示すべき。

むつ中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬出する計画だけでなく、六ヶ所再処理工場は、東京電力(株)と日本原電(株)だけでなく全国の原発の使用済核燃料を再処理する工場である。

従って2090年代初頭以降も含めて、全国の原発のプルトニウム利用計画と再処理計画の全体計画を示し、むつ中間貯蔵施設からの使用済核燃料が確実に再処理される根拠を示すべきである。

原発の老朽化は全国の原発も同様で、老朽化の影響を反映したプルトニウム利用計画と再処理計画でなければならぬ。

(8) 2090年代以降の再処理工場操業の保障なく、第二再処理工場建設の約束も果たさない。

六ヶ所再処理工場は建設着工して32年経っても本格操業できない安全面で課題の多い工場、同工場が80年先も安全に操業できる保証はない。

また、平成17年(2005年)の中間貯蔵施設立地要請時には、国と東京電力(株)は、六ヶ所再処理工場と別に「第二再処理工場」で再処理するからと説明したにも関わらず、第二再処理工場の計画はない。

また、これまで六ヶ所再処理工場の運転計画は40年と説明しながら、今度は法律で決められた期間がないから、長期間六ヶ所再処理工場を操業すると国の説明は全く信用できない。

(9) 再処理しても核のゴミ最終処分場がなければ、再処理で発生した核のゴミが増える。

再処理で発生する核のゴミの最終処分場が青森県外で操業されなければ、核のゴミが六ヶ所村に増え、貯蔵期間も長くなり、実質最終処分地化される可能性は不定できない。

(10) 国と県が検証せず、黙認は無責任

中長期計画は、県とむつ市の要請及び国の指導により、東電等が策定したものであるが、その内容について、県及び国がチェック、検証し、その内容を県民、むつ市民に公表、説明すべきであるにもかかわらず検証さえしないのでは、本計画を黙認しているのと同様で無責任である。

(11) 知事の「数字的な説明で一定の不安解消につながる」は、県民本位でない。

知事は「数字的な説明があったことは、県民の一定の不安解消につながるものと受け止めている。」と回答したが、計画のどの数字が「不安解消」と言えるのか説明すべきだ。

知事の回答は、県民の立場でなく、事業者の計画を「黙認」する事業者寄りの姿勢で容認できない。

(12) 「検討中だから」の理由で根拠を示さないのに知事に報告した目的は、今年度の搬入のためか。県民の不安と疑念は増えた。

プルトニウム利用計画や原発老朽化の影響の具体的数字とその根拠を求めたのに回答は「複数検討している一つなので、確定的に申し上げられない」「具体的想定がまだ完了していない」「様々な変動要因、不確実性がある中で検討」「最終的な計画の報告は、更なる検討の上で」等で最終報告の日時は未定としている

そういう中途半端な計画を何故、いま報告したのだろうか。県民には、今年度の中間貯蔵施設への搬入のためのアリバイ作りかとの不安と疑念が増える。

(13) 政策の根拠を「国の基本的方針」「国の重要な政策」等と国に丸投げでは、県民の安全安心は守れない。

2090年代までのプルトニウムの利用計画等の質問に対しては、「国の基本的方針のもとでプルトニウムを自社の責任で利用する考え」と回答し、今後発生する使用済核燃料の再処理の時期については、「原子力開発当初から再処理路線を選択し、国の重要な政策」と回答し、国がやるから、国が言っているから大丈夫との全く根拠のない、国に丸投げの対応では、県民の安全安心と未来を守れない。

(14) 実現しない国の原子力長期計画の歴史を踏まえれば、根拠を示さない中長期計画を信頼できない。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場開始時期や高速増殖炉もんじゅの失敗やプルサーマル計画、原船むつの失敗等、国の重要な多くの原子力政策が実現していない歴史を考えれば、根拠を示さない中長期計画は信頼できない。

(15) 福島原発等の計画的な廃炉や福島原発事故炉からむつ中間貯蔵施設への搬入は、中間貯蔵施設の目的に反する。

施設立地要請時の国及び東京電力の資料には「再処理のため、六ヶ所再処理工場の処理能力を超えた分、中間貯蔵する」とある。

従って、福島原発等の計画的な廃炉等のために中間貯蔵施設への搬入は当初説明に反するとの質問に「使用済核燃料の発生状況は、立地をお願いした時から変化して、その状況変化を踏まえつつ、50年の期限の範囲内で貯蔵し、再処理工場で再処理するので、施設の本質的な意義は変わっていない」との回答である。

これは、国と東電に都合の良い理屈だ。再処理する目的は、原発に使うプルトニウムを取

り出すことで、原発が廃炉になれば再処理の必要ない。だから全体のプルトニウム利用計画や再処理計画を求めているのに、それには、「確定したものでない」との知事回答は、県民本位でなく、国、事業者本位の姿勢と対応で容認できない。

(16) 次世代に不安や問題を先送りし、増やしてはならない。

これまで指摘してきた、老朽化原発の運転計画や東電等 2 社を含む全原発のプルトニウム利用計画、現在貯蔵されている使用済核燃料と今後発生する使用済核燃料の再処理計画等の 2090 年代以降の計画を東電等は示すべきで、国と県はそれを検証し、国民、県民に説明する責任がある。

中長期計画は、むつ市、六ヶ所村に限らず東通村と大間町を初め、全国の原発立地地域にも関わる問題である。

これを曖昧にすることは次世代に多くの不安と問題を先送りし、増やすことになり、行ってはならない。

2025年12月1日

各 位

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久
奥村 榮
古村 一雄

**青森県下北半島に核のゴミを増やさない
原子力政策の転換を求める。
要請書及び請願書提出賛同のお願い（依頼）**

上記について、去る10月26日開催の当会運営委員会で国・県議会に提出することが決定され、賛同団体を県民の会参加団体及び他の団体にも呼びかけ募集することになりました。

つきましては、貴団体も賛同団体としてご同意下さるよう下記にお願いします。

なお、当会員団体以外にも賛同団体（県内）を募集したいと考えておりますので、賛同団体の協力依頼をお願いしたい団体がありましたら、別紙同意書にご紹介いただければ、当会よりご説明し、願いますのでご紹介下さるようお願いいたします。

記

- 1、提出団体 核のゴミから未来を守る青森県民の会
- 2、提出先と提出時期
国に対しては要請書として、2026年1月開会予定の通常国会開会中（6月閉会）に提出
県議会に対しては請願書として、2026年9月開催予定の定例県議会に提出。
知事に対しては、請願書と同文の要望書として提出。
- 3、紹介国会議員及び県議会議員 （今後お願いします。）
- 4、賛同団体同意書締切日
国については、2026年3月末
県議会と知事については、2026年8月末
- 5、添付資料（別紙）
要請書及び請願書 別記（1）（2）（3）
むつ中間貯蔵施設計画の中止を求める主な理由